

第13次最低工賃新設・改正計画(令和元年4月～令和4年3月)

(令和3年3月16日現在)

局 名	最低工賃俵数 (H31.3.7現在)	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件 名	件数	件 名	件数	件 名	件数
01 北海道	2			和服裁縫[R2.12.17改正諮問見送り]	1	男子既製服(廃止)	1
02 青 森	3			和服裁縫(廃止)、電気機械器具[R3.3.2改正公示]	2	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩 手	2			電気機械器具[R3.3.15改正答申]	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1
04 宮 城	2			男子服・婦人服[R2.11.26改正諮問見送り]	1	電気機械器具(改正)	1
05 秋 田	2			男子服・婦人服・子供服[R3.3.2改正公示]、通信機器用部分品[R3.2.3見送り答申]	2		
06 山 形	1			男子・婦人既製服[R3.3.2改正諮問見送り]	1		
07 福 島	3			外衣・シャツ[R3.3.8改正公示]、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス[R2.7.29改正公示]	2	横編ニット(改正)	1
08 茨 城	3			電気機械器具(改正)、婦人・子供既製服[R3.3.12廃止諮問見送り]	2	男子既製洋服(廃止)	1
09 栃 木	2			電気機械器具[R3.2.17改正答申]	1	衣服(改正)	1
10 群 馬	3			婦人服[R2.11.30改正諮問見送り]、横編ニット[R2.11.30改正諮問見送り]	2	電気機械器具(改正)	1
11 埼 玉	5			電気機械器具[R3.3.11改正諮問見送り]、紙加工品[R3.3.11改正諮問見送り]、革靴[R3.3.11改正諮問見送り]	3	足袋(改正)、縫製(改正)	2
12 千 葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東 京	3			婦人既製洋服[R3.3.5改正諮問見送り]、革靴[R3.3.5改正諮問見送り]	2	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3			電気機械器具[R3.2.2改正諮問見送り]、スカーフ・ハンカチーフ[R3.2.2改正諮問見送り]	2	紙加工品(廃止)	1
15 新 潟	4			作業工具[R3.3.10改正諮問見送り]、洋食器・器物[R3.3.10改正諮問見送り]	2	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16 富 山	3			ファスナー加工[R3.3.1改正諮問見送り]、電気機械器具[R3.3.1改正諮問見送り]	2	ニット(廃止)	1
17 石 川	0						
18 福 井	2			衣服[R2.12.7改正諮問見送り]	1	眼鏡(改正)	1
19 山 梨	3			婦人服[R3.3.4改正答申]、電気機械器具[R2.11.30改正公示]	2	貴金属製品(改正)	1
20 長 野	2			電気機械器具[R2.11.13改正諮問見送り]	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐 阜	3			婦人服[R3.3.11改正諮問見送り]、男子既製洋服[R3.3.11廃止諮問見送り]	2	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静 岡	1			車両電気配線装置[R3.3.16改正諮問見送り]	1		
23 愛 知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三 重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋 賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京 都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27 大 阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28 兵 庫	5			釣針、但馬地区絹・人絹・毛織物、綿・スフ織物[3業種とも、R3.2.10改正諮問・廃止見送り]	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29 奈 良	1			靴下[R3.2.4改正諮問見送り]	1		
30 和歌山	0						
31 鳥 取	2			和服裁縫[R3.1.25改正諮問見送り]	1	男子服・婦人服(改正)	1
32 島 根	3			電気機械器具[R3.3.11改正諮問見送り]	1	和服裁縫(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
33 岡 山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広 島	4			電気機械器具[R2.11.16改正諮問見送り]、既製服[R2.11.16改正諮問見送り]	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35 山 口	2			男子既製洋服・校服・作業服[R3.3.15改正諮問見送り]	1	和服裁縫(改正)	1
36 徳 島	1			縫製(下着・ハンカチーフ)[R2.11.18改正諮問見送り]	1		
37 香 川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛 媛	1			タオル(改正又は廃止)	1		
39 高 知	2	衛生用紙[R1.6.17 改正諮問見送り]	1			繊維産業(改正)	1
40 福 岡	2			婦人服(改正)、男子服(改正)	2		
41 佐 賀	1			婦人既製服[R2.11.19改正諮問見送り]	1		
42 長 崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(改正)、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊 本	3			和服裁縫(改正)	1	縫製(廃止)、電気機械器具(改正)	2
44 大 分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮 崎	3			男子既製洋服[R3.3.10改正諮問見送り]、婦人既製洋服[R3.3.10廃止諮問見送り]	2	内燃機関電装品(改正)	1
46 鹿 児 島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖 縄	1					縫製(改正)	1
合 計	98		1		57		40

(注)各年度の最低工賃の件数は令和2年3月24日現在(第13次最低工賃新設・改正計画見直し時点)のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

赤字＝公示済・見送り答申、緑字＝答申済・諮問中、青字＝諮問見送り、黄字＝着手済(審議中・実態調査済)、黒字＝未着手